

伐採及び伐採後の造林の変更届出書

年 月 日

三 次 市 長 様

森林所有者

住 所

氏 名

電話番号

伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で届出の内容に変更がありましたので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

\*変更項目に☑をしてください。

1 森林の所在場所

三次市	町	字	地番
-----	---	---	----

2 伐採の計画

伐 採 面 積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐 採 樹 種			
伐 採 齢			
伐 採 の 期 間			
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ( )		
集材路の場合	幅員	m	延長 m

### 3 伐採後の造林の計画

#### (1) 造林の方法別の造林面積等の計画

□	造林面積 (A + B + C + D)		ha
	人工造林による面積 (A + B)		ha
	植栽による面積 (A)		ha
	人工播種による面積 (B)		ha
	天然更新による面積 (C + D)		ha
	ぼう芽更新による面積 (C)		ha
	天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし	
	天然下種更新による面積 (D)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし		

#### (2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)				/	/	
5年後において 適確な更新が なされない場合					/	

#### (3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

□

### 4 伐採実施に当たっての周辺住民などへの周知の方法

(一定区域内において連続して1ha以上の伐採の場合は記載すること。)

(例:伐採の区域・期間・業者名・連絡先等を明示した看板を設置する等)

□

### 5 備考

□

※伐採終了までに伐採等届出内容の変更が生じた場合は、備考欄にその旨を記載し、速やかに再提出すること。

#### ▼記入方法

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びびくるまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びびふな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異年齢の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの林齢を記載し、最低林齢と最高林齢を「(〇～〇)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供される場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、三次市森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。
- 17 伐採する区域を、届出書毎に1/5,000より縮尺が大きい図面に赤色で図示したものを添付すること。なお、伐採した立木を搬出する場合は、搬出経路を青色で図示すること。(測量データがある場合は、その図面を添付してもよい。)